

全体会計財務書類における注記

I. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの…………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの…………取得価額

取得価額が不明なもの…………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………取得価額

取得価額が不明なもの…………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 市場価格のあるもの……………財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

② 出資金

ア 市場価格のあるもの……………財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 5年～60年

物品 3年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
(ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金、長期延滞債権および貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうちの持分相当額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。
なお現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっています。
ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

該当なし

IV. 偶発債務

該当なし

V. 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

全体財務書類の対象範囲については、一般会計等財務書類の対象範囲に下記の会計を含みます。

| 会計名 | 区分 | 連結の方法 |
|---------------|----------|-------|
| 国民健康保険事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 介護保険事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 介護サービス事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 |
| 下水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 |

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 売却可能資産

売却可能資産について、該当する資産はありません。